

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【権原高取線の変更】

次の付議案を提出する。

平成27年7月14日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 4 0 号
平成 27 年 7 月 10 日

奈良県都市計画審議会会长 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について

【樋原高取線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路中3・3・53号権原高取線を次のように変更する。

種別	名 称	路線名	位			主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間ににおける 鉄道等との交差の構造	備考
			起点	終点	点							
幹線街路	3・3・53 権原高取線	かしはらじ 権原市 川西町	かしはらじ 高取町	かしはらじ 高取町	かしはらじ 高取町	かしはらじ 権原市 一町	約6,910m	4車線	26m(21 ~43m)			
内 記												
			たかとりちょう 高取町	おおあせうらく 大学与栗	たかとりちょう 高取町	おおあせうらく 大学与栗	約415m	地下式	22m			
			たかとりちょう 高取町	おおあせいのじ 大学田井庄	たかとりちょう 高取町	おおあせつま 大学陸摩	約400m	嵩上式	24m			
			たかとりちょう 高取町	おおあせつま 大学松山	たかとりちょう 高取町	おおあせみすなに 大学清水谷	約780m	地下式	25~30m			
							約4,940m	地表式	21m			
									22~43m	幹線街路と平面交差1箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由
別添理由書のとおり

都市計画道路 檜原高取線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 檜原高取線は、起点を檜原市雲梯町、終点を高取町清水谷とし、檜原市及び高取町を南北に縦断する標準幅員26m、4車線、延長約9,260mの幹線街路である。

当初、平成9年に国道169号のバイパス道路として都市計画決定され、最終平成15年に車線明記が行われている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

檜原高取線は、平成9年当時、国道169号の檜原市から高取町に至る区間の交通混雑が著しいことから、檜原市や高取町市街地での交通混雑の緩和を図るとともに、吉野地域と大和平野両地域間の交通流動を円滑化し、両地域の連携を強化するために都市計画決定され、現在、高取町兵庫から高取町清水谷間が事業中である。

平成21年、将来交通量が大幅に減少すると予測されたことを受け、県内の既存ネットワークを有効に活用する観点から広域幹線道路の見直しを行った結果、檜原高取線の事業未着手区間については、京奈和自動車道及び国道169号が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能となり、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直すこととなった。

今回の変更は、社会情勢の変化を踏まえ、「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年 奈良県）に沿って、檜原市雲梯町～檜原市川西町間（以下「当該区間」という。）の必要性を検証した結果、現行の4車線の都市計画道路としての機能は必要性が認められないため、廃止するものである。

なお、当該区間の周辺では、平成24年に新沢千塚古墳群公園が都市計画決定され、また、平成26年には奈良県広域消防組合の設立により旧中和広域消防署が本部機能を受け持つこととなるなど地域の状況も変化してきている。当該区間の廃止に伴い、檜原市と連携し生活幹線道路としての必要性を検討した結果、檜原市は近鉄大阪線による南北分断の解消が地域最大の課題と考えていることから2車線の道路がまちづくりに必要と判断し、新たに都市計画決定する方針である。

(2) 変更の内容

（都）檜原高取線について以下の変更を行う。

- ・檜原市雲梯町～檜原市川西町間（L=約2,350m）を廃止する。